

## 大会声明 公教育の無償化の推進に向けて

教育費の重圧は、貧困家庭だけではなく中間層の家庭にも及んでいる。就学前教育・保育から高等教育までの長い期間、公的支出の少なさを埋めてきたのは保護者や本人の私的負担である。だが、現在、新自由主義的な労働環境にあって、労働分配率の低さが際立ち、世帯収入の低下が顕著となっている。その結果、個別の努力等では到底カバーしきれない非常に劣悪な教育環境に追い込まれている子どもたちに対して、望ましい未来を切り拓くための道筋や選択肢を明確に示すことが出来ていない。

現在、政府与党は、消費税増税の名目として、2兆円規模の「人づくり革命」実現の政策パッケージの作成を進めているが、公教育の無償化に向けた単なる財源確保の議論ではなく、どこにどのような方法で財政投入をするのか、あるいは税による再分配機能を基本とする財源確保が必要ではないのか、という視点をもつ必要がある。

次に、どのように公教育の無償化を考えるかという課題がある。現在、就学前教育・保育においては保育料の無償化などで補助率の高い自治体も存在するが、原則的には私費負担が前提となっている。幼稚園、認可保育所と無認可保育所との給付格差が現実化している。義務教育段階では授業料の無償化は実現しているが、後期中等教育段階では、授業料等の無償化は一部にとどまっている。より重要な点は、授業料を上回る多額な保護者負担が家計を圧迫していることである。さらに、高等教育では、政府の財政負担や補助金が削減され、大学運営は入学金、授業料収入に大きく依存している状況である。特に7割近くを占める私立大学の授業料は高額だという現実がある。家計収入は減少しているにもかかわらず、保護者の教育費負担は増大している。そのため、学生は、貸与型奨学金という学生ローンさらには、授業料や生活費を稼ぐための過酷なバイトによって、大学での授業に集中できない教育環境となっている。しかも、政府はグローバルエリート教育に重点投資を実施し、ローカル人材養成を行う大学教育では負担は自己責任とされ、十分な財政措置をしていない。また、高等教育無償化の要件として、大学外部からの理事や実務経験のある教員登用を増大させることを大学に求めているが、これは、大学の自治を脅かすものである。しかも形を変えた天下り先の確保という問題点を孕む政策でもある。加えて、昨今登場している大学授業料の「出世払い」案は、貸与型奨学金の一形態でしかなく、そうではない給付型奨学金の充実こそが望まれる。公教育である学校教育における資金あるいは諸経費については、公費負担を原則にした制度の抜本的改革がなされるべきである。

ところが、政府与党は、このような公教育費の課題を政治利用して、改憲を進める姿勢を鮮明にしている。現行憲法では義務教育の無償しか明記されていないために、改憲をしなければ高等教育への財源投入ができないという論法がそれである。しかし、就学前教育から高等教育、さらには広く社会教育に至るまで無償にすることは、むしろ憲法 26 条が規定する教育を受ける権利の要請であり、憲法改正などは全く必要ない。

現実には義務教育でも多大な保護者負担が存在する。問題は、公教育における具体的な公費拡充施策と、そのための財源確保をしていない政策にこそある。公教育の無償化の議論と改憲の議論とは全く関係のないものであり、教育の無償化を政治的に利用することを決して許してはならないことを強く主張しておきたい。

以上、私たちは教育機会の平等を実現する公正な公教育無償化を推進する具体的手立ての研究、及び実践活動を早急に積み重ね、保護者の所得、資産に左右されずに誰でもが大きな負担・負荷なく学べる環境をつくることに貢献する研究実践を行うことを誓う。

2018年6月17日 公教育計画学会第10回大会参加者一同